

○富山市営住宅条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第232号

改正 平成18年3月30日富山市規則第48号

平成20年3月31日富山市規則第40号

平成21年5月25日富山市規則第50号

平成22年3月31日富山市規則第36号

平成22年7月16日富山市規則第61号

平成22年12月28日富山市規則第76号

平成23年12月28日富山市規則第76号

平成24年3月30日富山市規則第39号

平成25年3月29日富山市規則第33号

平成26年3月31日富山市規則第40号

平成26年6月30日富山市規則第61号

平成27年3月31日富山市規則第30号

平成27年7月8日富山市規則第84号

平成27年12月18日富山市規則第97号

平成28年3月31日富山市規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市営住宅条例（平成17年富山市条例第244号。以下「条例」という。）第64条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(障害の程度)

第2条の2 条例第5条第1項第2号ア（ア）の規則で定める程度は、次のとおりとする。

(1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第1

- 5号) 別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
(住宅等)

第2条の3 条例第5条第1項第5号に規定する住宅等は、次に掲げるものとする。

- (1) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例(平成17年富山市条例第245号)第2条第1号又は第2号に規定する賃貸住宅及び賃貸店舗
- (2) 富山市特定公共賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第246号)第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅
- (3) 富山市地域特別賃貸住宅条例(平成17年富山市条例第247号)第2条第1号に規定する地域特別住宅
- (4) 富山市稲代住宅条例(平成17年富山市条例第248号)第1条に規定する富山市稲代住宅
(入居の申込み等)

第3条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、市営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)の収入を証する書類
- (2) 扶養親族を確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 入居者が市営住宅の住替えを希望するときは、市営住宅住替申請書(様式第2号)に前項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。

(入居補欠者数)

第4条 条例第9条第1項に規定する入居補欠者の数は、入居予定者数の3割以内とする。

(連帯保証人)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する収入は、入居決定者の家賃の5倍以上の収入とする。

(請書)

第6条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、市営住宅使用請書(様式第3号)によるものとする。

2 前項の請書には、前条の要件を満たす連帯保証人1人以上の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添えなければならない。

(連帯保証人の変更又は追加の申請)

第7条 前条第2項の連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、市営住宅連帯保証人変更・追加申請書(様式第4号)に市営住宅使用請書(様式第3号)及び同項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居手続の延期の申請)

第8条 条例第10条第2項の規定により入居の手続を延期しようとする者は、市営住宅の入居の決定の日から10日以内に市営住宅入居手続延期申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認の申請)

第9条 条例第11条の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書(様式第6号)に同居しようとする者の収入を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居の承継の申請)

第10条 条例第12条の規定による承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に市営住宅入居承

継申請書（様式第7号）に市営住宅使用請書（様式第3号）及び当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（同居親族の異動の届出）

第11条 出生、死亡又は転出により同居する親族に異動が生じたときは、入居者は、速やかに、その旨を市営住宅同居親族異動届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（収入の申告等）

第12条 条例第14条第1項の規定による収入の申告は、市営住宅入居者収入申告書（様式第9号）を、毎年7月1日から8月31日までに市長に提出して行わなければならない。

2 条例第14条第4項又は第28条第3項の規定により意見を述べようとする者は、収入認定意見申出書（様式第10号）にその事実を証する書類を添えて、収入認定通知を受けた日又は収入基準超過額の変動があったと市長が認める日から30日以内に市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出書が提出されたときは、当該申出書の提出があった日から30日以内に収入認定更正通知書又は意見申出却下通知書により、当該申出をした者に通知するものとする。

（家賃及び敷金の減免又は徴収猶予の申請）

第13条 条例第15条に規定する家賃の減免若しくは徴収猶予又は条例第18条第2項に規定する敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃・敷金減免等申請書（様式第11号）に減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（損傷又は破損の届出）

第14条 市営住宅及び共同施設に損傷又は破損が生じた場合において、当該損傷又は破損の修繕に要する費用が条例第20条第1項の規定に

より市の負担となるものと認められるときは、入居者は、速やかに、当該損傷又は破損を住宅管理人を経由して市長に届け出なければならない。

（不在の届出）

第15条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅不在届（様式第12号）を市営住宅を使用しなくなる前日までに市長に提出して行わなければならない。

（用途一部変更の承認の申請）

第16条 条例第26条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅用途一部変更承認申請書（様式第13号）に用途を変更しようとする部分の設計図を添えて、市長に提出しなければならない。

（模様替え又は増築の承認の申請）

第17条 条例第27条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え・増築承認申請書（様式第14号）に該当する部分の平面図及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出等）

第18条 条例第40条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとする者は、市営住宅明渡届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（会議の招集）

第19条 富山市営住宅入居基準諮問委員会（以下「委員会」という。）の会議は、市営住宅及び富山市稲代住宅の入居者選考のため必要があるとき市長が招集する。

（会議の決定）

第20条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員

長の決するところによる。

3 会議の次第は、文書で委員長から市長に答申するものとする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、建設部市営住宅課において処理する。

(使用の申込み及び決定)

第22条 条例第54条第1項の規定により駐車場を使用しようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(駐車場の使用料)

第23条 条例第56条第1項に規定する駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

市営住宅名	駐車場使用料(1区画当たり)
上赤江団地	月額2,000円
布目団地	月額2,000円
月岡団地	月額2,000円
水橋中村団地	月額2,000円
今泉団地	月額2,000円
笹津団地	月額1,000円
新上野団地	月額1,000円
楡原西部団地	月額1,000円

(住宅監理員)

第24条 条例第60条に規定する住宅監理員は、次の表の左欄に掲げる市営住宅の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

市営住宅名	住宅監理員
山室団地、中市団地、朝菜町団地、高原町団地、上赤江団地、有沢団地、広田団地、針原団地、布目団地、辰尾団地、城村団地、月岡	市営住宅課長

<p>団地、水橋新保団地、水橋中村団地、五艘団地、海岸通団地、下赤江団地、今泉団地、中教院団地、イーストタウンコート、ドルチェ・ヴィータ呉羽、グッドヒルズ豊田、コーポ窪新町、リットコーポラス32、ソレアード、パナメゾン窪新町、パナメゾン布瀬、グランコンフォール西長江</p>	
<p>笹津団地、殿様林団地、中滝団地、福沢団地、新曙町団地、サザンコート大山、新上野団地、妙川寺団地、高熊団地、寺山団地、源川原団地、井田団地、宮ヶ島団地、長沢団地、千里団地、竹の内団地、山田中村団地、楡原西部団地</p>	<p>土木事務所建設課長</p>

(住宅検査員証)

第25条 条例第61条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅検査員証(様式第17号)による。

(敷地の目的外使用の許可の申請)

第26条 条例第62条の規定により許可を受けようとする者は、敷地の目的外使用許可申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市営住宅管理条例施行規則(平成9年富山市規則第35号)、大沢野町営住宅管理条例施行規則(平成10年大沢野町規則第12号)、八尾町営住宅管理条例施行規則(平成3年八尾町規則第3号)、婦中町営住宅管理条例施

行規則（平成9年婦中町規則第42号）又は細入村営住宅管理条例施行規則（平成9年細入村規則第14号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に合併前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成18年3月30日富山市規則第48号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日富山市規則第40号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日富山市規則第50号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日富山市規則第36号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日富山市規則第61号）

この規則は、平成22年8月16日から施行する。ただし、第21条の表の改正規定（グッドヒルズ豊田に係る部分に限る。）は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日富山市規則第76号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。ただし、第21条の表の改正規定（リットコーポラス32に係る部分に限る。）は、平成23年2月16日から施行する。

附 則（平成23年12月28日富山市規則第76号）

この規則は、平成24年2月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日富山市規則第39号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日富山市規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第21条の表の改正規定（「、東福沢団地」を削る部分に限る。）、様式第1号及び様式第2号の改正規定、様式第3号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）、様式第4号及び様式第5号の改正規定、様式第6号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）、様式第7号及び様式第8号の改正規定、様式第9号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）、様式第10号から様式第12号までの改正規定、様式第13号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）、様式第14号及び様式第15号の改正規定、様式第16号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）並びに様式第18号の改正規定は公布の日から、第21条の表の改正規定（「新曙町団地」の次に「、サザンコート大山」を加える部分に限る。）は平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日富山市規則第40号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条の表の改正規定（「ソレアード」の次に「、パナメゾン窪新町」を加える部分に限る。）は、平成26年5月16日から施行する。

附 則（平成26年6月30日富山市規則第61号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日富山市規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第21条の表中「パナメゾン窪新町」の次に「、パナメゾン布瀬」を加える改正規定は、平成27年5月16日から施行する。

附 則（平成27年7月8日富山市規則第84号）

この規則は、平成27年9月16日から施行する。

附 則（平成27年12月18日富山市規則第97号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日富山市規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

次のとおり入居を申し込みます。

希望する 市営住宅	収 入 区 分		住 宅 区 分			
団地	原則	裁量(老人・身障・その他)	一般	身障	改良	シルバー

入 居 予 定 者						
フリガナ		続柄	生 年 月 日	住 所		
氏名		本人	年 月 日	〒 電 話		
個人番号			障害(有・無)			
勤 務 先		勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日		
				年 月 日		
フリガナ		続柄	生 年 月 日	住 所		
氏名			年 月 日	〒 電 話		
個人番号			障害(有・無)			
勤 務 先		勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日		
				年 月 日		
フリガナ		続柄	生 年 月 日	住 所		
氏名			年 月 日	〒 電 話		
個人番号			障害(有・無)			
勤 務 先		勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日		
				年 月 日		

添付書類

- 1 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の収入を証する書類
- 2 扶養親族を確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

市 営 住 宅 住 替 申 請 書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

次のとおり住替えを申請します。

1 現入居住宅	市営住宅 間取り	団地 タイプ	号棟 DK(K)世帯人員	号室 人
2 申請理由(該当箇所を記入してください。)				
(1) 世帯人員の 増加等	世帯 人員	人	(内容)	
(2) 世帯人員の 減少等	世帯 人員	人	(内容)	
(3) 疾病又は身 体障害等	(内容)			
(4) 老人同居	(内容)			
(5) 特定目的住 宅入居資格 要件	(内容)			
(6) 住宅使用料 支払困窮	(内容)			
(7) そ の 他	(内容)			

添付書類

- 1 市営住宅入居申込書
- 2 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族の収入を証する書類
- 3 扶養親族を確認できる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第6条、第7条、第10条関係)

市 営 住 宅 使 用 請 書

年 月 日

(宛先) 富山市長

入居者	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
	電 話 ()	
	勤務先	
連帯保証人	電 話 ()	
	入居者との続柄	
	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	電 話 ()	
	勤務先	
	電 話 ()	
	入居者との続柄	

次の市営住宅の使用については、富山市営住宅条例及び富山市営住宅条例施行規則に規定する事項を堅く守ります。

また、連帯保証人は、家賃その他の入居者の一切の債務について連帯の責めを負います。

住 宅 名	市営住宅	団地	号棟	号室
所 在 地				
家 賃	月 額			円
共 益 費	月 額			円
敷 金				円
入 居 指 定 日	年 月 日			

添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)及び収入を証する書類

様式第4号(第7条関係)

市営住宅連帯保証人変更・追加申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住宅の名称	市営住宅	団地	号棟	号室
入居者			Ⓜ	電話 ー

連帯保証人の変更・追加の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 変更・追加の理由
- 2 変更前の連帯保証人
 - (1) 住所
 - (2) 氏名

- 3 変更後又は追加する連帯保証人

連帯保証人として入居者 (市営住宅 団地 号棟 号室)の入居に関する責務については、入居者と連帯して責めを負います。

現住所	
氏名	Ⓜ
生年月日	年 月 日
職業及び勤務先	
入居者との関係	電話 ()

添付書類

- 1 市営住宅使用請書
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

市営住宅入居手続延期申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
申請者
氏 名
電 話 ()

住 宅 名	市営住宅	団地	号棟	号室
所 在 地				
入居指定日	年 月 日			

上記の市営住宅の入居手続の延期を申請します。

記

1 入居手続の延期の理由

2 入居予定日

様式第6号(第9条関係)

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住宅の名称	市営住宅	団地	号棟	号室
入 居 者			電話	()

上記住宅に次の者を同居させたいので、申請します。なお、公営住宅法、富山市営住宅条例、富山市営住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、住宅を返還する場合は、同居者も同時に退去させることを誓約します。

現入居者世帯人員	人	同居人員	人	計	人
同 居 し よ う と す る 者					
氏 名	個人番号	続 柄	生 年 月 日	勤務先(勤務先住所)	
				電話 ()	
				電話 ()	
				電話 ()	
同居する理由 (具体的に)					

添付書類 同居しようとする者の収入を証する書類

様式第7号(第10条関係)

市 営 住 宅 入 居 承 継 申 請 書

年 月 日

(宛先) 富山市長

使用者の氏名 (変更前) ㊟

申請者

使用者の氏名 (変更後) ㊟

入居の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 市営住宅

住 宅 名	団地	号棟	号室
-------	----	----	----

2 変更の理由

--

3 変更後の使用者

氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先 の 名 称 (年 収)
	本 人	年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)

添付書類

- 1 市営住宅使用請書
- 2 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 3 市営住宅同居親族異動届
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

市 営 住 宅 同 居 親 族 異 動 届

年 月 日

(宛先) 富山市長

市営住宅 団地 号棟 号室
住宅使用者の氏名

入居家族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	使用者との続柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所 (転出の場合のみ)
			出生 死亡 転出	

事務処理欄

様式第9号(第12条関係)

市 営 住 宅 入 居 者 収 入 申 告 書

(宛先)富山市長

市営住宅 団地 号棟 号室

申告者

氏 名
電 話 ()

富山市営住宅条例第14条第1項の規定により 年1月1日から 年12月31日までの収入を次のとおり申告します。

番号	続柄	氏 名	個人番号	年 齢	障 害 者 寡婦(夫)	勤 務 先	年 間 収 入		備 考
							種 類	金 額	
1	本人				障 害 者 寡婦(夫)		給与・年金 その他	円	
2					障 害 者 寡婦(夫)		給与・年金 その他	円	
3					障 害 者		給与・年金 その他	円	
4					障 害 者		給与・年金 その他	円	
5					障 害 者		給与・年金 その他	円	
6					障 害 者		給与・年金 その他	円	

別居している扶養親族について、次の欄に記入してください。

1					障 害 者		給与・年金 その他	円	
2					障 害 者		給与・年金 その他	円	

様式第10号(第12条関係)

収 入 認 定 意 見 申 出 書

年 月 日

(宛先)富山市長

申出者 市営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ⑩

年 月 日付で収入の認定通知を受けましたが、次のとおり意見を申し上げます。

意 見

様式第11号(第13条関係)

市営住宅家賃・敷金減免等申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所 富山市

申請者 市営住宅 団地 号棟 号室

氏 名 ㊟

家賃・敷金の(減免・徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 家賃・敷金

家賃	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
敷金	金 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
減免又は徴収猶予申請期間		年 月分から 年 月分まで
減免又は徴収猶予を必要とする理由		

2 世帯の状況

氏 名	続柄	年齢	職 業	月 収
	本人			千円
				千円

添付書類 減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類

様式第12号(第15条関係)

市 営 住 宅 不 在 届

年 月 日

(宛先) 富山市長

市営住宅 団地 号棟 号室

届出者

氏 名

市営住宅を15日以上空家にしますので、次のとおり届け出ます。

空家にする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
空家にする理由			
連絡先	住 所		
	勤務先	電 話	()

様式第13号(第16条関係)

市営住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 市営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊦
電 話 ()

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。なお、用途の一部を変更するに当たっては、富山市営住宅条例、富山市営住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、近隣の居住者に迷惑を及ぼさないよう誓約します。

市 営 住 宅		市営住宅 構造	団地 造	号棟 面積	号室 m ²
用 途	変 更 前				
	変 更 後				
用途変更の期間		年 月 日から 年 月 日まで (月間)			
用途変更の理由					

添付書類 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第14号(第17条関係)

市営住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 市営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊟
電 話 ()

市営住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

模様替え・増築 の用途等	用途	
	面積	m ²
	構造	
	施工者名	
工事の施工期間		
模様替え・増築の理由		

添付書類 該当する部分の平面図及び配置図

様式第15号(第18条関係)

市 営 住 宅 明 渡 届

年 月 日

(宛先) 富山市長

届出者 市営住宅 団地 号棟 号室
氏 名

市営住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明渡しの日	年 月 日	
明渡しの理由	1 住宅新築等 2 民間借家 3 公営住宅 4 住替え 5 移転(建替・住戸改良) 6 親族と同居 7 死亡 8 その他()	
転居先の住所	電話 ()	
勤務先又は 連絡先	電話 ()	
家賃滞納	有 無	有 ・ 無
	有の場合の措置状況	
増築物等	有 無	有 ・ 無
	有の場合の措置状況	
住宅の 損 傷	有 無	有 ・ 無
	有の場合の措置状況	

様式第16号(第22条関係)

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

市営住宅 団地 号棟 号室
申請者
氏名 ⑩

自動車駐車場の使用許可を受けたいので、富山市営住宅条例第54条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

駐車場の名称	団地駐車場(区画 No.)
使用者氏名	(続柄)
車種及び 登録車両番号	車種 登録車両番号

様式第17号(第25条関係)

(表)

第 号	年 月 日交付
市 営 住 宅 検 査 員 証	
所 属	
氏 名	
この証票は、富山市営住宅条例第61条第3項の規定に基づく身分を示すものです。	
富山市長	印

6 cm

8 cm

(裏)

この証票を携帯する者は、富山市営住宅条例により、次の職権を行うものです。

富山市営住宅条例(抜粋)

第35条 市長は、(中略)入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、(中略)住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

第61条 市長は、(中略)住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ(中略)ることができる。

様式第18号(第26条関係)

敷地の目的外使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住所
氏名 ㊟

敷地の目的外使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称	市営住宅 団地	
土地	所在地	富山市
	面積	m ²
使用期間		
使用目的		